

議会の広報広聴について（今後検討が必要な事項）

《改選前の議会改革特別委員会での確認事項》

「議会の広報・広聴活動を強化するため、その活動全般を所管する組織が必要である。現在のいせ市議会だより発行委員会を発展させて、新しい広報広聴委員会を設置することが適当であると考える。」

《前回の特別委員会の整理》

- 「議会の広報・広聴活動を強化するためには、広報広聴委員会を設置することが必要である」ことを確認した。
- 広報広聴委員会の設置に向け、委員会にどういう役割をもたせるのか、具体的に何をしていくかということについて、さらに議論が必要である。
- 現在の市議会だより発行委員会、また、議会改革特別委員会との関係も含め、広報広聴委員会の役割を整理する必要がある。
- 広報広聴委員会の位置づけをどうするか（常任委員会とするか特別委員会とするか）
- 委員の定数をどうするか。その選出方法はどうか。
- 設置の時期については、「できるだけ早く設置する」「今の議会報告会、4回を終えて、新しい議会報告会につないでいくためには、来年12月の常任委員会委員等の改選時までに設置する」「十分に議論し、手順を踏んで進めていくことが必要であるため、設置時期にはこだわらない。」という意見があった。

《今後検討が必要な事項》

1 広報広聴委員会設置の目的について

○設置の目的を整理する

- ・市議会だより及び議会ホームページ等、多様な媒体を通じて市民への情報提供を行う。
- ・議会報告会等を通じて、市民から広聴する。

○具体的な所管事項をどうするか

- ・市議会だよりの編集・発行（市議会だよりの発行委員会から引き継ぐ）
- ・議会報告会の企画・運営（議会改革特別委員会から引き継ぐ）
- ・その他、議会の広報及び広聴に関すること

※「議会改革」の取り組みのうち、議会の広報及び広聴に関する部分について、議会改革特別委員会と広報広聴委員会との役割分担をどうするか。

2 広報広聴委員会の設置の形態について

- ①常任委員会（委員会条例で規定する。）
- ②特別委員会（議会の議決により設置する。）
- ③規程等による設置（「協議又は調整を行うための場」として会議規則に規定する。）

3 広報広聴委員会の体制について

○委員定数及び委員選出の方法をどうするか

※前回の議会改革特別委員会において「委員の選出については、各会派から1人というような形ではなく、新しい仕組みも必要」との意見がありました。

4 広報広聴委員会設置の時期について